

新型コロナウイルス感染症に関する定期試験等の対応について(第2報)

令和2年2月1日、新型コロナウイルス感染症に関して、感染症法に基づく「指定感染症」と検疫法の「検疫感染症」に指定する政令が施行されました。

このことを踏まえ、学生の定期試験に関して、以下のとおりお知らせします。
本学における学校感染症対策マニュアル (<https://www.kaiyodai.ac.jp/student/img/kansen.pdf>)により、治癒するまで出席停止となります。当該学生に不利益が生じないよう追試験等の代替措置を講じます。

- (1) 新型コロナウイルス感染症と診断されて入院もしくは感染者との接触により自宅待機となった場合で定期試験を欠席し、追試験を受けようとする者は、速やかに下記担当係まで電話やメール等で連絡してください。
- (2) 追試験願の用紙は、下記担当係にて配布していますので、次の書類のいずれかを添えて担当係まで追試験願の申請をしてください。
 - ①新型コロナウイルス感染症に罹患したことが医師の診断に基づき確認されて出席停止等となった学生が、復帰しようとする場合は、医師の診断書等(療養開始時期と治癒して授業へ出席しても良い旨を明記したもの)。
 - ②自宅待機を要請された学生(中国武漢市を含む湖北省、浙江省から帰国・入国した学生あるいは帰国・入国した方と接触した学生等)は、その期間が終了したとき直ちに今までの経緯を書いた申告書(様式任意)。もし医療機関を受診して診断を受けている場合には、その診断書。
- (3) 詳細については必ず下記担当係に確認してください。

記

担当係

品川地区	教務課教務係
	TEL:03-5463-0394
	E-mail: k-kyomu1@o.kaiyodai.ac.jp
越中島地区	越中島地区教育支援係
	TEL:03-5245-7312
	E-mail: e-kyomu@o.kaiyodai.ac.jp

学生の皆様は、日頃から手洗い、うがいの励行やマスクの着用などをし、十分注意して試験に臨んでください。